

2017年11月8日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

— 工商行政関連 —

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第 452 号)

国家工商行政管理総局、 『企業法人登記管理条例施行細則』等 一部改定・廃止を発表

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家工商行政管理総局は、2017年10月27日付で『一部の規則の廃止および修正に関する決定』（国家工商行政管理総局令第92号、以下『決定』という）を公布しました。これにより、『中華人民共和国企業法人登記管理条例施行細則』および『外国（地域）企業が中国国内で従事する生産経営活動の登記管理弁法』が改定され、6つの規則が廃止（図表1参照）されました。『決定』は、公布の日より施行されています。

『決定』はその冒頭で、「放管服（行政簡素化・権限委譲、委譲・管理の結合、サービス改革の最適化）」改革を深く推進し、改革の措置を効果的に実行するため、工商行政管理規則を整理した結果の決定であると説明しています。

『中華人民共和国企業法人登記管理条例施行細則』については、主に「審査・批准」「国家が規定、実施する参入特別管理措置に係る外商投資企業」に関する記載を削除、もしくは追加しています。これらは2016年10月に公布された『外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法』¹および2017年7月に施行された『外商投資産業指導目録（2017年改定）』²との整合性を図るための措置だといえます。

【図表1】『決定』で改定・廃止された規則

改定	『中華人民共和国企業法人登記管理条例施行細則』 『外国（地域）企業が中国国内で従事する生産経営活動の登記管理弁法』
廃止	『化粧品広告管理弁法』 『動物用医薬品広告審査弁法』 『農薬広告審査弁法』 『酒類広告管理弁法』 『契約争議行政調停弁法』 『農業生産資料市場監督管理弁法』

（『決定』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

¹ 『外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第430号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0446-XF-0105.pdf>

² 『外商投資産業指導目録（2017年改定）』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第448号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0467-XF-0105.pdf>

『外国（地域）企業が中国国内で従事する生産経営活動の登記管理弁法』では、外国企業による営業登記・変更登記の際の登記費納付に関する条分が削除されています。

*

『決定』により改定された『中華人民共和国企業法人登記管理条例施行細則』および『外国（地域）企業が中国国内で従事する生産経営活動の登記管理弁法』の改定箇所については、3 ページからの条文比較表（日本語仮訳、中国語原文）をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

『中華人民共和國企業法人登記管理条例施行細則』改定前後の条文比較（日本語仮訳）

	改正前の条文	改正後の条文
登記条件	【第14条第2号】審査・批准機関が批准した契約、定款を有していること、	【第14条第2号】契約、定款を有していること、
登記時の必要書類	【第30条第2号】契約、定款および審査・批准機関の批准文書および批准証書、 【第30条第2項】〔追加〕	【第30条第2号】契約、定款、 【第30条第2項】国家が規定、実施する参入特別管理措置に係る外商投資企業は、審査・批准機関の批准文書および批准証書も提出しなければならない。
登記の変更	【第37条第2項】企業法人が国外に開設する企業もしくは増設する分支機構は、元の登記主管機関に届け出なければならない。	〔削除〕
	【第41条第1項第3号】株主、登録資本金、経営範囲、営業期限を変更するときは、元の審査・批准機関の批准文書を提出しなければならない。	【第41条第1項第3号】国家が規定、実施する参入特別管理措置に係る外商投資企業が、株主、登録資本金、経営範囲、経営期限を変更するときは、元の審査・批准機関の批准文書を提出しなければならない。
登記の抹消	【第46条第1項】外商投資企業は、経営期限満了の日もしくは営業終了の日、批准証書自動失効の日、元の審査・批准機関による契約終了の批准の日から3カ月以内に、元の登記主管機関に抹消登記を申請し、合わせて以下の文書、証明書を提出しなければならない。	【第46条第1項】外商投資企業は、経営期限満了の日もしくは営業終了の日に、批准を経なければならない場合、批准証書自動失効の日、元の審査・批准機関による契約終了の批准の日から3カ月以内において、元の登記主管機関に抹消登記を申請し、合わせて以下の文書、証明書を提出しなければならない。

(中国アドバイザー一部作成)

『外国（地域）企業が中国国内で従事する生産経営活動の登記管理弁法』

改定前後の条文比較（日本語仮訳）

	改正前の条文	改正後の条文
登記費	【第13条】外国企業が営業登記、変更登記を行う場合は、登記費を納付しなければならない。登記費の徴収基準は、財政部、国家物価局、国家工商行政管理总局『企業法人登記徴収基準に関する通達』の規定に基づき執行する。	〔削除〕

(中国アドバイザー一部作成)

《中华人民共和国企业法人登记管理条例施行细则》改定前後の条文比較（中国語原文）

	修改前	修改后
登記条件	【第十四条第二項】有审批机关批准的合同、章程；	【第十四条第二項】有合同、章程；
登記時の 必要書類	【第三十条第二項】合同、章程以及审批机关的批准文件和批准证书； 【第三十条第二款】（追加）	【第三十条第二項】合同、章程； 【第三十条第二款】涉及国家规定实施准入特别管理措施的外商投资企业还应当提交审批机关的批准文件和批准证书。
登記の 変更	【第三十七条第二款】企业法人在国外开办企业或增设分支机构，应向原登记主管机关备案。	（削除）
	【第四十一条第一款第三項】变更股东、注册资本、经营范围、营业期限时应提交原审批机关的批准文件。	【第四十一条第一款第三項】涉及国家规定实施准入特别管理措施的外商投资企业变更股东、注册资本、经营范围、营业期限时，应提交原审批机关的批准文件。
登記の 抹消	【第四十六条第一款】外商投资企业应当自经营期满之日或者终止营业之日、批准证书自动失效之日、原审批机关批准终止合同之日起3个月内，向原登记主管机关申请注销登记，并提交下列文件、证件：	【第四十六条第一款】外商投资企业应当自经营期满之日或者终止营业之日，需经过批准的，在批准证书自动失效之日、原审批机关批准终止合同之日起三个月内，向原登记主管机关申请注销登记，并提交下列文件、证件：

（中国アドバイザー一部作成）

《外国（地区）企业在中国境内从事生产经营活动登记管理办法》

改定前後の条文比較（中国語原文）

	修改前	修改后
登記費	【第十三条】外国企业办理营业登记、变更登记应交纳登记费。登记费的收费标准按财政部、国家物价局、国家工商行政管理局《关于企业法人登记收费标准的通知》的规定执行。	（削除）

（中国アドバイザー一部作成）

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。